# 令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備計画作成等業務委託 公募仕様書

# 第1章 総則

#### (適用)

第1条 本仕様書は、「令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備計画作成等業務委託」(以下、「本業務」という。) に適用する事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」(以下、「まちづくり戦略」という。)を令和2年3月に策定した。

本業務は、まちづくり戦略に位置付けられた「戦略 I:ヒト中心の公共空間の創出」の実現に向けて、沼津駅周辺総合整備事業により形成される沼津駅と隣接街区を囲む幹線街路ネットワーク(駅まち環状)内のエリアについて、中長期における空間再編の効果や影響を歩行者行動・空間特性の観点から評価した結果(別途発注する業務で実施)や沼津市中心市街地まちづくり戦略会議(以下、「戦略会議」という。)等の意見を踏まえながら、本市が取り組む中期までのまちづくりの具体的なアクションプランを示す「公共空間再編整備計画」を作成することを目的とする。

#### (業務対象範囲)

第3条 本業務の対象区域は、別紙1に示すとおりとする。

## (準拠する法令等)

- 第4条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。
  - (1) 都市計画法
  - (2)都市再生特別措置法
  - (3) 道路法
  - (4) 道路構造令
  - (5) 建築基準法
  - (6) 駐車場法
  - (7)静岡県業務委託共通仕様書
  - (8) 沼津市業務委託契約約款
  - (9) その他関係法令等

## (作業計画)

第5条 受注者は本業務を実施するにあたり、すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書 (管理技術者・照査技術者)を提出し、承認を受けるものとする。

## (貸与資料)

- 第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。
  - (1) 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託
  - (2) 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務 委託

- (3) 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託
- (4) 平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務 委託
- (5) 平成 31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務 委託
- (6) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託
- (7) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託

### (関連業務)

第7条 業務の実施にあたっては、別途発注する沼津市中心市街地まちづくり戦略及びリノベーションまちづくり関連業務と十分に連携・調整を図ること。

# (疑義)

第8条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

# 第2章 業務内容

#### (業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

## 1. 公共空間再編整備計画の作成

まちづくり戦略に位置付けた「中期(5~10年後)のまち」の実現に向けて、過年度の検討内容、本業務及び沼津市中心市街地まちづくり戦略関連業務における検討内容、戦略会議や市民コミュニケーションでの意見等を踏まえ、本市が取り組む具体的なアクションプランとして、駅前広場や駅前街路等の再編整備(案)を示す「公共空間再編整備計画」を作成する。

なお、公共空間再編整備計画の作成にあたっては、別途検討を行う都市空間デザインの考え方と 連携・調整を図り、質の高い空間を形成する視点と、歩く楽しみ・居心地の良さという新たな魅力 を付与し、来街・居住の促進及び回遊性の向上を図る視点をもって検討すること。

### (1) 現状と課題の整理

過年度に実施した歩行者行動、空間特性の調査・分析結果やその他の現状把握をもとに、回遊 行動、空間認知・動線に関する空間的な課題とポテンシャルを整理する。

また、これらの課題とポテンシャル等を踏まえ、回遊や滞留などを誘発するために必要な施策の考え方を整理する。

## (2) まちづくりのシナリオの作成

まちづくり戦略で示した将来の姿の実現に向けて戦略的に施策を展開していくために、中心市 街地において取り組むまちづくりの「実践する手順、施策、狙う効果等」を描くシナリオを作成 する。

シナリオは、段階的にまちが変わっていく様子がイメージできるものとするとともに、各段階で取り組む具体的な施策の内容を示すものとする。

#### (3) 再編整備(案)の作成

# ①整備方針の整理

まちづくり戦略の考え方や各種調査・分析結果等を踏まえて、駅前広場や駅前街路等の再編にあたっての整備方針を整理する。

#### ②駅前広場の再編整備(案)の検討

#### ア)交通機能配置の整理

バスの乗車場及びタクシープールを再編(縮小)する考え方及び根拠を整理する。なお、 検討にあたっては、必要に応じて現地調査を実施すること。

# イ) 再編の考え方の整理

再編にあたってのポイントや留意点を整理するとともに、どのような駅前広場を目指すのか、その考え方を整理する。

#### ウ)計画図の作成

再編整備(案)の計画図を作成する。なお、計画図には空間の設えやデザインが共有できるように、別途作成を行うVRの活用も含め、再編された空間がイメージできる図、イラスト等を掲載すること。

## エ)整備効果の整理

別途発注業務で実施する歩行者行動・空間構成等の評価・分析結果を踏まえ、空間再編の効果を可視化する。

また、駅前広場の再編に係る先進事例を調査・収集し、当該事例における実際の整備効果をとりまとめる。

# オ) イメージパースの作成

中期の駅前広場再編案のイメージパースを3枚程度作成する。

## ③駅前街路の再編整備(案)の検討

#### ア) 断面構成の整理

街路空間再配分にあたり、自転車走行空間や荷捌き空間等の必要性を整理し、その整理を 踏まえカーブサイド(路肩)の使い方を検討する。

#### イ) 再編の考え方の整理

再編にあたってのポイントや留意点を整理するとともに、どのような駅前街路を目指すのか、その考え方を整理する。

#### ウ) 計画図の作成

再編整備(案)の計画図を作成する。なお、計画図には空間の設えやデザインが共有できるように、別途作成を行うVRの活用も含め、再編された空間がイメージできる図、イラスト等を掲載すること。

## エ)整備効果の整理

別途発注業務で実施する歩行者行動・空間特性等の評価・分析結果を踏まえ、空間再編の効果を可視化する。

また、街路空間の再編に係る先進事例を調査・収集し、当該事例における実際の整備効果をとりまとめる。

# オ) イメージパースの作成

中期の駅前街路再編案のイメージパースを2枚程度作成する。

## (4) 歩行者空間の使い方の検討

全国における公共空間の活用事例等を踏まえながら、再編により拡張する歩行者空間の使い方を整理するとともに、使い手の意識醸成を図り、その空間が使われるようになるまでのプロセスを検討する。

また、歩行者空間の使い方のモデルケースとして検討する適地を1箇所抽出し、平面図、横断 図を作成する。

#### (5) 地区交通計画の整理

別途検討を行う交通分析、交通対策等の結果を踏まえ、駅周辺における交通モードごと(歩行者・公共交通・一般車両・荷捌き車両・自転車)の交通の考え方を検討し、地区交通計画を整理する。なお、駐車場施策のあり方(駐車場配置適正化区域制度や景観計画等を活用した駐車場の量・質のコントロール、附置義務駐車場制度の見直し等)についても併せて検討するものとする。

# 2. 会議等の資料作成支援

市民、事業者、有識者、行政等による「戦略会議」や「ワーキンググループ」等の支援として、会議資料の作成、意見対応、提案等を行う。また、会議終了後遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、事務局に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。なお、会議等は4回程度を想定する。

#### 3. 市民コミュニケーション等の運営支援

まちづくりへの市民意識の高揚や当事者意識の醸成を図るとともに、市民意見を聴取し、公共空間再編整備計画等へ反映することなどを目的とした市民コミュニケーションを実施する。

市民コミュニケーション運営支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営、とりまとめ等を行う。また、終了後遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、事務局に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。なお、市民コミュニケーションは2回程度を想定する。

# 4. 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。協議終了後遅滞なく議事録を作成し、事務局の確認を受ける。

なお、打合せ協議は、初回、中間1回、最終の計3回を想定する。

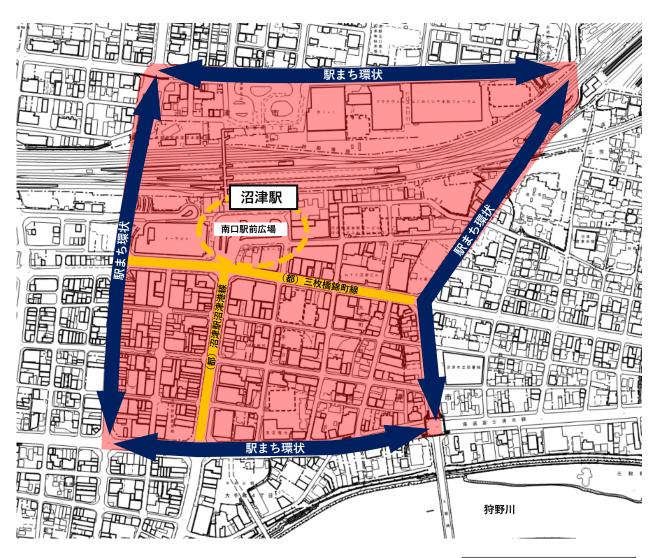
# 5. 報告書作成

上記の検討結果を報告書として取りまとめを行う。

# (成果品)

- 第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。
  - (1)報告書 A4版 3部(「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる)
  - (2)公共空間再編整備計画 冊子 A4版 100部
  - (3) 電子データ 1式 (CD-R 又は同等以上の電子媒体) 電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。

# 業務対象範囲



業務対象範囲 (駅まち環状エリア 約 30ha)